

# 年金制度について



この春、新たに公立学校共済組合の一般組合員（\*）となられた方もいらっしゃると思いますので、皆さんが加入している年金制度等について改めてお知らせします。

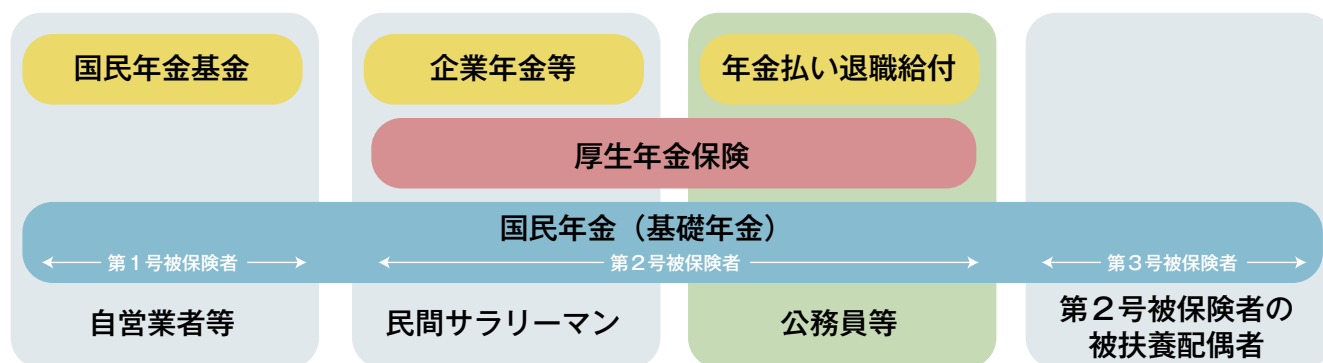
\* 正規職員、再任用職員（フルタイム勤務）、任期付き職員（2月を超える雇用が見込まれる者）、会計年度任用職員（フルタイム勤務13月以上）である組合員

〔注意〕 短期組合員（一般組合員以外の組合員）の年金制度の管理機関は日本年金機構です。短期組合員の年金についてのお問い合わせは、日本年金機構に行ってください。



## 公的年金制度の概要

公的年金制度は、**国民年金（1階部分）**と**厚生年金保険（2階部分）**によって構成されています。また、公的年金制度を補完するものとして、**企業年金等の制度（3階部分）**があります。



### 国民年金

国民年金は、全国民に共通の制度です。被用者年金制度加入者は国民年金制度にも加入することとなり、国民年金制度から基礎年金が支給されます。

#### 国民年金の被保険者の区分

第1号被保険者	自営業者など
第2号被保険者	被用者（民間会社員や公務員など）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

### 厚生年金保険

厚生年金保険は、被用者のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。

#### 厚生年金保険の被保険者の区分

一般厚生年金被保険者	民間会社員など
国共済厚生年金被保険者	国家公務員（国家公務員共済組合の一般組合員）
地共済厚生年金被保険者	地方公務員（地方公務員共済組合の一般組合員）
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員（私立学校教職員共済の加入者）

制度の詳細等は、公立学校共済組合本部ホームページでご覧いただけます。

■ [トップページ](#) ➡ [共済制度について](#) ➡ [年金制度について](#)

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

## 「ねんきん定期便」の送付について

「ねんきん定期便」は、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報を送付するものです。



### ◆送付時期◆

毎年1回、誕生月に公立学校共済組合本部から一般組合員の方へ送付しています。

なお、2以上の種別の厚生年金被保険者期間をお持ちの方は、年金加入記録の情報の整備に時間を要するため、情報が整備された以降の月に送付する場合があります。

### ◆表示内容◆

誕生月の年齢	節目年齢の方(封書)		節目年齢以外の方(はがき)	
	59歳	35歳・45歳	50歳以上	50歳未満
表示内容	<b>年金見込額</b> 現在の年金制度加入条件で60歳まで継続したものと仮定して算出しています。	<b>年金見込額</b> 作成時までの加入実績に基づいて算出しています。	<b>老齢年金の種類と年金見込額</b> 現在の年金制度加入条件で60歳まで継続したものと仮定して算出しています。 <b>(注)</b>	<b>年金見込額</b> 作成時までの加入実績に基づいて算出しています。
	これまでの年金加入期間・履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの月別状況		最近の月別状況	

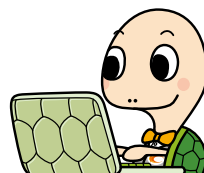
(注) 受給資格期間が120月に達していない場合や既に老齢厚生(退職共済)年金が決定している場合などは、年金見込額は表示されません。

## 「地共済年金情報Webサイト」のご案内

「地共済年金情報Webサイト」とは、ご自身の**公務員厚生年金に関する情報**がインターネットでご覧いただけるサービスです。閲覧には利用申込みが必要で、申込みをすると概ね4週間後にユーザID通知書が送付され、申込時にご自身で登録したパスワードと通知されたユーザIDにより、閲覧できるようになります。閲覧できる項目は、年金加入履歴および加入期間、保険料納付済額、標準報酬月額等、年金見込額、給付算定基礎額残高(年金払い退職給付の基礎となる残高)です。

詳しくは、「地共済年金情報Webサイト」で検索してください。

- ☞ 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末では上記サービスはご利用いただけませんのでご注意ください。
- ☞ 利用の際は**基礎年金番号**が必要です。基礎年金番号は、**基礎年金番号通知書**や「ねんきん定期便」等に記載されていますので、そちらでご確認ください。なお、お手元にない場合はお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ☞ **老齢厚生年金の受給開始年齢に達している方、老齢厚生(退職共済)年金等の年金受給者の方等は利用できません。**



【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# 互助会の 給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました

## 変更内容

押印不要



### 1. 給付請求書等への押印について

- 会員の押印が不要になりました。  
会員氏名については、自筆、印字及びゴム印等いずれでもかまいません。
- 所属所長の押印（職印）が不要になりました（注1）。  
職名・氏名については、自筆、印字及びゴム印等いずれでもかまいません。
- 記載事項を訂正された場合は、訂正印を押印してください。

注1：傷病見舞金請求書の請求期間確認欄については、今後も押印が必要です。

### 2. 給付請求書等の様式について

- 押印の見直しに伴い、各種様式を変更しました。変更後の様式は、当互助会のホームページからダウンロードしてご利用ください。
- ※当分の間は変更前の様式もご利用いただけます（押印は不要です）。
- ※入力様式（エクセル形式）もアップロードしていますので、ご利用ください。

一般財団法人高知県教職員互助会 トップページ ⇒ [現職教職員の方](#) または [各種様式一覧](#)  
(URL <http://www.kokyogo.jp/>)

### 3. 原本証明について

- 給付請求書等への添付書類（戸籍及び住民票等）について、写しへの原本証明が不要になりました。
- ※戸籍及び住民票等は、必ず全ページをコピーしてください。

## 変更時期

令和4年4月1日から変更となっています  
(事由発生日が令和4年3月31日以前の場合でも、新しい様式をご利用ください。)



【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

# ご請求はお済みですか？

## — 高知県教職員互助会 —

互助会給付の請求もれはありませんか？特に入学祝金・銀婚祝金は請求がもれやすいのでご注意ください。

### 入学祝金

**給付内容** 会員の子が小学校に入学したときに、10,000円を給付します。

**請求期間** 小学校に入学する年度の4月1日から3年間。

例) 令和3年4月に小学校に入学した場合。

請求期間：令和3（2021）年4月1日～令和6（2024）年3月31日

**必要書類**

- ①入学祝金請求書
- ②入学児が公立学校共済組合の被扶養者ではない場合は、入学児の戸籍（入学年度の4月1日以降に発行されたもの）

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。



### 銀婚祝金

**給付内容** 会員が婚姻届出から満25年を迎えたとき、20,000円を給付します。

※婚姻の届出をした日が起算日となります。

**請求期間** 満25年を迎えた日の翌日から3年間。

例) 婚姻日が平成8（1996）年6月10日の場合。

請求期間：令和3（2021）年6月10日～令和6（2024）年6月9日

**必要書類**

- ①銀婚祝金請求書
- ②請求者本人の戸籍（満25年を迎えた日の翌日以降に発行されたもの）

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。



○上記以外にも、結婚祝金・出産祝金・災害見舞金・傷病見舞金・死亡弔慰金・退職慰労金の給付があります。請求期間は給付事由が生じた日の翌日から3年間です。

○いずれの給付も、会員資格を有する期間中に給付事由が生じた場合に対象となります（結婚祝金は退職後6ヶ月以内の婚姻届出も対象です。）。

【このページについてのお問い合わせ】教職員互助会 ☎ 088-821-4917

令和5年度

## 教職員互助会の給付事業について

### ❁ 出産祝金 ❁

会員または会員の妻が出産したとき。



### ❁ 結婚祝金 ❁

会員が結婚したとき。  
(退職後6ヶ月以内の結婚を含む。)



### ❁ 傷病見舞金 ❁

会員が公務外の傷病で休職し、  
給料が減額又は無給となったとき。



### ❁ 銀婚祝金 ❁

会員が結婚25周年を迎えたとき。



その他に入学祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、退職慰労金などの給付があります。

※なお、給付の内容等につきましては高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。

URL:<http://www.kokyogo.jp/>

## 給付の請求期限について

給付の請求期限は、事実の発生した日の翌日から3年以内です。

※ 会員資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となりますので、採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりません。

【このページについてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917





# 退職互助部制度のご案内

互助会では、退職後の医療給付を始め、各種の福利厚生事業を実施する「退職互助部制度」を設けています。

退職互助部制度に加入されると、退職後も引き続き給付事業や厚生事業を受けることができます。この機会に、退職互助部制度への加入について是非ご検討ください。

また、既に参加いただいている方（現職会員）については、退職後に特別会員となられることをおすすめします。

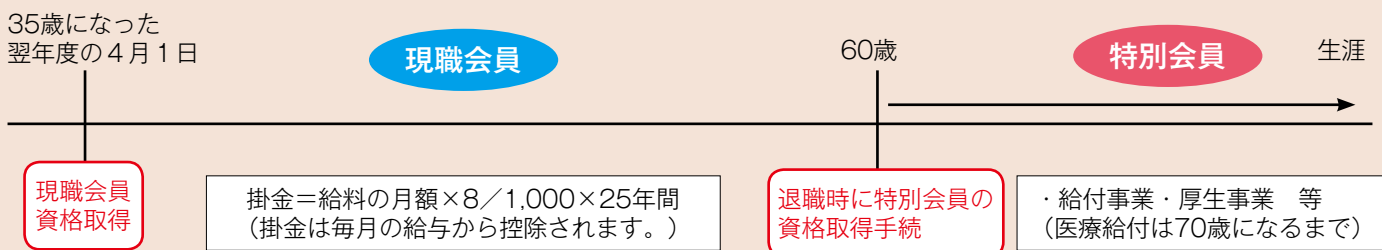
## ～今年度35歳の皆様へ～

- ・ 35歳になった翌年度の4月1日に退職互助部の現職会員に加入することができます。
- ・ 該当の方には 3月頃に事務局からお知らせしますので、この機会を逃さずにご加入ください。

## ～現職会員の皆様へ～

- ・ 退職された日の翌日に特別会員の資格を取得します。
- ・ 配偶者の方も「届出配偶者」の資格を取得できます。
- ・ 退職予定者説明会等でご案内します。

### 《退職互助部制度のイメージ図》



- ※ 1. 掛金率8/1,000は、退職後のご夫婦の医療給付を想定したものです。（単身の方には特別会員になる時に配偶者の掛金率に相当する額をお返しします）
- ※ 2. 退職時に45歳以上であれば特別会員になります。現職会員期間が25年未満の場合は掛金の不足分を納入いただけます。
- ※ 3. 退職して特別会員にならない場合は、納入された掛金相当額をお返しいたします。

### 《医療費の補助が受けられます》

- ・ 在職中は、共済組合と一般互助部からの給付により医療費の自己負担が軽減されています。
- ・ 退職後はこれらの給付は受けられなくなりますが、退職互助部に加入していれば、引き続き70歳になるまで医療費の自己負担額を軽減することができます。
- ・ 退職後に日本国内の健康保険制度であれば、どんな健康保険に加入しても自己負担分が給付対象となります。また、公立学校共済組合高知支部の組合員またはその被扶養者及び高知県内の市町村で国民健康保険に加入した場合は、自動給付となりますので、請求書を提出せずに給付を受けることができます。

### 《退職後に受けることができる主な事業は・・・》

医療費補助金・配偶者医療費補助金（70歳になるまで医療費の負担が軽減されます）、長寿祝金、弔慰金、入院見舞金、旅行補助、指定宿泊施設利用補助、サークル活動助成

【このページについてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917

# 互助会加入のご案内

## 会計年度任用職員(パートタイム)の方へ

ご案内対象の方：公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した、会計年度任用職員(パートタイム)の方

※市町村費職員・再任用短時間職員・当互助会退職互助部特別会員の方は対象となりません。

### ■ 対象の事業

#### 医療費補助金給付 (100 ~ 5,000 円 / 件)

【給付内容】 公立学校共済組合高知支部の健康保険証で受診をし、会員本人の医療費自己負担額が1件<sup>(注)</sup>につき **2,500円を超えたとき、超えた金額から7,500円までの範囲の金額に相当する額**を給付します。  
(100円未満は切り捨て)。 注：月ごと、医療機関ごとを1件とします。



【給付例】

※給付要件等は変更になることがあります。

受診日	4月2日	4月10日	4月28日	合計額	2,500円を超えた額から7,500円までの範囲
自己負担額	A 病院	3,800円		3,800円	計算式：3,800 - 2,500 = 1,300
	B 歯科	3,500円	5,200円	8,700円	計算式：7,500 - 2,500 = 5,000
	C 病院	1,080円		1,080円	給付なし

☆ 4月分の医療費補助金は、【A病院分 1,300円 + B歯科分 5,000円】 = 6,300円 となります。

### ■ 掛金

#### 定額800円 / 月

※掛金は毎月の給与から控除します(控除できない掛金は納付書で払い込みいただきます)。

### ■ 加入方法

公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した日から1ヶ月以内に、所属所長を通じて「加入申込書兼同意書」を当互助会へ提出してください。

※提出が間に合わない場合は互助会へご連絡ください。

※加入申込書兼同意書の様式は、所属所または当互助会のホームページでご確認ください。

【一般財団法人高知県教職員互助会 トップページ ⇒ [短時間\(パートタイム\)会計年度任用職員の方へ](#)】



### ■ その他

雇用形態が変更となったときは、対象の事業・掛金についても変更となります。右ページの「互助会の会員資格等の取り扱いについて」をご確認ください。

【このページについてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917

# 互助会の会員資格等の取り扱いについて

高知県教職員互助会の会員資格等の扱いは下記のとおりです。

雇用形態によって対象の事業や掛金が異なりますので、ご確認ください。



区分	会計年度任用職員 (パートタイム)	左記以外 [正規職員・臨時的任用教職員・任期付職員(フルタイム)・会計年度任用職員(フルタイム)等]																					
加入の機会	①公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得したとき ②雇用期間に定めのある職員が雇用期間に定めのない職員となったとき ※市町村費職員・再任用職員(再任用短時間職員を含む)・当互助会退職互助部特別会員の方は加入対象になりません。																						
加入対象	一般互助部	一般互助部 退職互助部																					
対象の事業	医療費補助金給付 ※家族医療費補助金は含みません。	全事業 ※内容はホームページでご確認ください。 一般財団法人高知県教職員互助会トップページ → <a href="#">高知県教職員互助会について</a>																					
掛金/月	定額 800 円	一般互助部：給料月額の 6/1000 退職互助部：給料月額の 8/1000																					
雇用形態が変わったとき	共済組合員資格が継続したまま雇用形態が変更となった場合、互助会資格についても継続します※ <sup>1</sup> が、給付内容等は下記のとおり変更となります。 ※ <sup>1</sup> ：市町村費職員となったとき・再任用職員となったとき・退職互助部特別会員となったときは除きます。  例) 下記①⇒②⇒③のとおり雇用形態に変更があった場合の、互助会会員資格。																						
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%; border: none;"></td> <td style="width: 33%; border: none;"></td> <td style="width: 33%; border: none;">※<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">R5/4/1</td> <td style="border: none;">R5/8/1</td> <td style="border: none;">R5/12/16</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">雇用形態</td> <td style="border: none;">①令和5年4月1日～7月31日 会計年度任用職員(パートタイム)</td> <td style="border: none;">②令和5年8月1日～12月15日 臨時的任用教職員</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">③令和5年12月16日～ 会計年度任用職員(パートタイム)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">互助会会員資格</td> <td style="border: none;">【掛金】 定額800円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金</td> <td style="border: none;">【掛金】 給料月額6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">R5/4/1</td> <td style="border: none;">R5/8/1</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">R6/1/1</td> </tr> </table>				※ <sup>2</sup>	R5/4/1	R5/8/1	R5/12/16	雇用形態	①令和5年4月1日～7月31日 会計年度任用職員(パートタイム)	②令和5年8月1日～12月15日 臨時的任用教職員			③令和5年12月16日～ 会計年度任用職員(パートタイム)	互助会会員資格	【掛金】 定額800円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	【掛金】 給料月額6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業		R5/4/1	R5/8/1			R6/1/1
		※ <sup>2</sup>																					
R5/4/1	R5/8/1	R5/12/16																					
雇用形態	①令和5年4月1日～7月31日 会計年度任用職員(パートタイム)	②令和5年8月1日～12月15日 臨時的任用教職員																					
		③令和5年12月16日～ 会計年度任用職員(パートタイム)																					
互助会会員資格	【掛金】 定額800円 【対象の事業】 一般互助部医療費補助金	【掛金】 給料月額6/1000 【対象の事業】 一般互助部全事業																					
	R5/4/1	R5/8/1																					
		R6/1/1																					
	※ <sup>2</sup> ：途中で雇用形態が変更となった場合、互助会の掛金及び対象事業は翌月から変更となります。また、②の期間については退職互助部への加入も可能です(対象年齢の方)。																						

【このページについてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917